



赤穂市監査委員公表第7号

監査結果に基づき講じた措置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和3年度財政援助団体等監査の監査結果に基づき講じた措置について、赤穂市教育長から報告がありましたので、次のとおり公表する。

令和3年9月30日

赤穂市監査委員	寺田 榮治
同	西川 浩司

監査結果に基づく措置報告書

監査対象部局	公の施設 赤穂市立野外活動センター  指定管理者 神姫バスグループ共同事業体 代表団体 神姫トラストホープ株式会社  所 管 教育委員会 スポーツ推進課	
監査の名称と公表年月日	財政援助団体等監査 令和3年8月4日	
監査執行年月日	令和3年5月10日から令和3年8月3日まで	
監査結果 (指摘事項・意見)	措置区分	措置状況
規則の様式改正について 「赤穂市立野外活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則」の様式第3号について、使用料減免を申請する際には減免理由を明記した申請書を提出することとされているが、様式の変更は指定管理者が作成した実務上の様式にとどまっており、根拠となる規則の改正が行われていなかった。早急に規則改正の手続きを行うこと。	措置済	「赤穂市立野外活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則」を改正し、様式第3号について、申請者が「使用料の減免を受けようとする理由」を記入する欄を追加し、また、許可者において施設使用料や減免料金等を記載するよう改めた。(令和3年9月1日施行)

(記入要領)

- 1 「措置区分」欄には、措置済、実施中、検討中、未措置の区分から選択し、記載すること。
- 2 「措置状況」欄には、指摘事項に対する措置の状況を具体的に記載すること。